東京医科歯科大学病院救命救急センター規則

（平成１７年１２月２１日
規　則　第　２　６　号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院救命救急センター（以下「救命救急センター」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（業務）

第２条　救命救急センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 救急患者の診療業務に関すること。

(2) 救急患者の診断・治療技術の開発に関すること。

(3) 救命救急医療の臨床教育に関すること。

(4) 救命救急医療の臨床研修に関すること。

(5) 救命救急医療に係る病態生理の研究と治療法の開発に関すること。

(6) その他救命救急医療に関すること。

（職員及び職務）

第３条　救命救急センターに、次の職員を置く。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 教員

(4) 医療技術職員

(5) その他必要な職員

２　センター長及び副センター長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

３　センター長は、病院長の命を受け、救命救急センターの管理運営に当たる。

４　副センター長は、センター長の職務を補佐する。

５　教員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。

６　その他必要な職員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。

（選考）

第４条　センター長及び副センター長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。

２　センター長及び副センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末

日以前とする。
３　病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
４　センター長又は副センター長が任期途中で欠けた場合の後任のセンター長又は副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の 任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
６　前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
７　前条第１項に掲げる職員のうち、センター長又は副センター長について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）を適用するものとする。

（部門）
第５条 センターに、Acute Care Surgery 部門を置く。
２ Acute Care Surgery 部門に長を置き、センターの教職員からセンター長が指名する。
３ 第１項の部門長の任期については、前条第２項から第７項までの規定を準用する。この場合において、前条第２項から第７項までの規定中「センター長及び副センター長とあるのは「部門長」と読み替えて準用するものとする。
４ 部門長は、当該部門における業務を統括する。

（業務検討委員会）
第６条　委員会に、救命救急センターの具体的事案の対応を検討するため、救命救急センター業務検討委員会（以下「業務検討委員会」という。）を置く。
２　業務検討委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（事務）
第７条　委員会に関する事務は、病院事務部医療支援課が行う。

（雑則）
第８条　この規則に定めるもののほか、救命救急センターの業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）
第９条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則
この規則は、平成１８年１月１日から施行する。
附　則（平成２１年２月１７日規則第２号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年８月１日規則第９０号）

この規則は、平成２５年８月１日から施行し、平成２５年６月１日から適用する。

附　則（平成２６年２月３日規則第４号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）

この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。

附　則（平成２８年３月２４日規則第２５号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月２０日規則第８６号）

この規則は、平成３０年９月２０日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。

附　則（令和３年９月３０日規則第９４号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年１２月２６日規則第１７８号）

この規則は、令和５年１月１日から施行する。